



No.

A. 27
6

巴
巴
日
記

自八月廿
日
到八月廿五
日

宮島原稿用紙

十行二十字詰



己巳八月廿一日勝務州党子而大久保參議因會。

今年は如何なる日ぞ勝務州業而紹介之勞を取
リ交際為致候様誓約之薩摩参議大久保市藏も
未だ紀州邸内勝文寓居に而相招才初對面之原
因をたに詳悉す

抑昨年北越之戰ハ薩長聯合之官軍と雖も其戰
と情し其敵を制するは專ら薩軍之力に出づ。
況や仁和寺親王御室と大總督と一而、薩州よ
り西御吉土助吉中幸輔黒田了介有各之將校参

謀と為り出陣せり。長州より前原彦太郎山縣
 松分時山直八山田市之允等諸隊を率いて越後
 に来り、作戰の方法は皆薩長二藩の手に出り。
 然に東軍長岡を攻撃西軍大敗。一時長岡城も
 回復せしに、西軍再び盛り返し長岡を陥取新
 宿も敗り、海陸兵も進の速に米澤を降し庄内
 を鎮定するに、全く参謀黒田之経畫薩軍之力
 あり。實は西御吉也此匿名し而大島梅一と稱
 し、陰に黒田を輔翼し而庄内に入り、酒井家
 も説諭し、漏降せしに朝延寛仁之御沙汰あり

べしと。而して其庄内城も収る也。西御膳然
とし而、越後地と經而薩摩に歸り、他日朝廷與
初諱^{後使}之罪過も裁決するに當て、之を大久保
木戸之政官に一任し而西御寺更に關涉せし
なり。判^すへ叛逆之罪は藩主も罰し猶其藩之
重臣も首謀に處し而嚴刑を加ふ。此に到り奥
羽列藩再び薩藩と指目し而其舉動も疑ひ、西
御大久保相謀而事到于此、辯議^辯籌^議然^然予一日
勝安州を訪ひ、^且科^科裁^裁之公平なりかると稱
し、^薩藩^藩疑^疑惑^惑云々とも告げ西御大久保所^所を批

飄

判す。勝氏慨然とし而曰く、足下は奥羽之人
 たり天下を豪傑と見る眼を具せず。西州之
 人浩然闊歩は北出、獸之勢を取ら、事鎮定に帰し
 飄然故山に歸る彼、天性なり。大基本已に創
 立す、勝々賞罰は他人に付與し而懸慮する所な
 し。常人と異なる所此に在り。大久保亦然り。
 已に北職、眞に當て、高に屈撓せず、断乎卓立其事務
 處、理する、謹嚴精敏は西州と亦及ばざり所な
 り。然に足下、今西州大久保を疑懼する如し、
 奥羽固陋と鄙俗と免れず。余今兩人を足下に

紹令して足下也胸襟を開放せん。唯西御は鹿
思島に在り他日と期す。今と時久保と交り
深く其蘊を叩くは進益する所鮮少なりか
べし。久保も亦東方に知親を得ば尤も幾分
と聞見を擴張すべし。不日又談と期す待て紹
令せん云々。

勝房洲の原意は昨戊辰十一月奥羽諸藩 天裁
と嘆息あり。然に今年は早春より首謀と一件、
及び下長井削地御撥替と一件、藩知事新制一
件より知事上京一件等有る朝廷に於ては、箱

館戰半始末、諸侯藩籍牽蔽等ニ而、實ニ無寸
 殿ハシ、漸ク此八月に入りて内地鎮定ハ右シ
 此より蝦夷北地ニ御着手ト運ハに到リ人トし
 而、大久保參議ハ勝ハ又ト對談席ニ裏ぬルに到
 るト言ハふ。而シて此ハ時朝廷米澤ヨリ人ハ杖ト御
 登用相成リ、齋藤篤信ハ相備後ハ兩參謀ニ待詔
 院出仕ト命セらレル、御下問有也予他日待詔院
 出仕ト被仰付セル大久保參議ハ推挙ナリ人ト相
 像セらレる。

十行二十字詰

勝房州より書状を以而今日參議大久保中藏殿

被差候に付入來對面可有之旨經今有之候に付
 赤坂勝氏宛に参る。此時勝氏寓居于紀州 大久保参議
 在座初而圍會昨來上事情を談ず。務州も米
 澤之苦境小生患難之願末を話し被差候其大略
 昨着米澤候國中上精兵を撰み上坂上議に決し
 出境上事ハ實ハ我象より誘き出し候次第に而
 米之罪にありず我象之罪なり。乍去中道兩端
 と抱し事判于此悔悟するより初めより断然一
 方に決定し而其圖を誤り今日悔悟するは武門
 之常なりと申述らるしに大久保大に感じ而曰

✓

ヲエテ初而疑クは晴候ニ付雨降リ地固クなり
 勝曰く此誠実真切ト以而 天朝に盡し奥羽之
 模範ト為り諸藩ニ諭導スするは米澤藩之任に而
 官嶋等ニ舊教可致ニ付是非格別に御引立相成
 度米人中其相官島等ハ悔悟以來別而良識ヲ推
 せ奥羽有用之人ト杖ニ有ク將來有ク望ス之者ナリト
 大に大久保ニ執成シ被シ是候事仍而川生参議ニ
 向シ奥羽は實に僻境頑固今日之時勢ニ推移ス
 事は慶ノにモ不知却而奥羽ノ以テ報中ニは西御先
 生ノ下ニ目シ而賊魁ト認め候ニ而裁ニ苦

十行二十字詰

々敷事に有也と申候處勝曰く宮島五人と爲
 如斯也言真率に出る人なりと而兩人一笑勝
 日昨軍官島は一身に奥羽右藩を引受け事情
 聞之爲め連日事持参、江戸に來り候節予一見
 其書函を點劑せり。即ち書中下巻謀世段、大
 山等九條鎮撫總督と連関云々之語あり。此一
 言に而奥羽人材の有無思慮之淺薄相分り連衡
 之不可恃を察知せり此上之奏議を進むるは
 奥羽之無人を奏聞するなりと直に筆を執り而
 世良大山也姓名を削除せり。其時宮島丸九也

989



同しなり。宮島其奥羽津自春^持参江戸迄出て
 横濱に入りしに已に直路梗塞帯力殿^小之船中
 に潜伏海路より上京は實に艱難と極めたりと。
 會津藩謝罪之取量より上京申白之始末あり、
 勝氏臣細長^上談久保に説明ありしに、参議初
 め而其邊之情実了解せり此日^日猶其相君に御
 傳言被下度昨年未詳延御多事今日^日蘭機^木と緒
 に就かず、唯之傍より御覽相成候而は御退屈
 に可有之候得共精之微力と盡し居候に付力竭
 中候節は御援助被下度旨御申傳と^此云之参議

より注意あり蝦夷を願ひ候はば早く御願ひ様
未春は願ひ前後に依り土地市割渡に宜敷可有
也早速願候方可然旨忠告有也

仙臺之情實南部津輕秋田庄内米澤也評判人
之有無播力也薄弱等と参議より勝り相談有也
大より勝り文より七に

静岡を除く而駿遠各也諸城を取り前候段願ひ通
相済廿沼津、掛川、濱松、岡崎等々は運の次
策着手静岡は大参事より小参事と申上候通願

済

元高五千石は五人扶持、千石は壹人扶持之處
 今度一倍増し、五千石は十人扶持、千石は三
 人扶持に懸濟、米方二十四萬石三斗俵に之而
 五十七萬俵を以て役料宛行、諸臣扶持米^〇に致
 候よし、免角旗本之後より役人も餘^計に致し
 役料と不渡は活計不相立、駿遠考に而諸役人
 五千餘人有也、舊臣半は役人に支立置候よし、
 役料は二十八萬兩餘と相成候よし、扶持は一
 万何千人扶持、權大参事は大久保一翁、山岡
 鉄太郎あり。歸^七兵部大丞被仰付辞表差出候^し

十行二十字詰

新く御採用御済に相成候よし

右は大小保合議歸舟州對話之略なり。

毛利恭助之訪ひ甘相參謀所望之土州板垣、後

藤也一會は明日奉行致度申談す。

二十二日雨

蝦夷地觀立一條に付圖畫書籍御買入に相成

候儀相談、菓場入浴理髮

午後二時より板垣後藤申合候而大榎屋江集會

之約束に而、甘相齋藤は待詔院より直に集會

に付小生先ずは參候處、無程後藤板垣も至り、

✓

若此中林幹之由自斷。

甘相齊腰於行政官蝦夷地開拓之議若倉・徳大

寺兩政訥言廣華參議別座御下問有之為め、出

席達刻相成り、一旦大榎屋に集り夫より舟二

艘を命じ靈岸島永秀亭に到り、師人今日也急

務を談す。

魯西亜之政属は朝鮮又我蝦夷地より姓まる此

と防ぐ之策略は如何。

戊辰上、戦軍存外早く事清み此餘勢を海外に誘

集せしむれば恐らくは内乱起す患を起す不可量。

此も毎升に詔^出するも方略如何。

維新の一向大藩功も恃み朝廷常に鼻息を仰ぐ。

恐らくは功藩遂に大害を生じ維新の朝廷變る

と虞ふや哉とを叔子の方略如何。

三條輔相公は廟堂の上には立ち御英断ありて

朝敵相立候様有と度然らば維新の御大業

も妙なるに相成るべし。幕府變は幕府復

立と觀あるべし。様有志と藩盡力希望する處な

り。

甘糧補腹と慷慨に而此末何業と目的こそ而勤

王^白之方爾相立可申歟、今日朝命を蒙り侍詔院
 に出仕致し、朝廷之進路を拜觀致候得ば乍恐
 復古之御制業は名のみにて維新之御実蹟は未
 だ一とて是より申す。此上は非常之御英
 断を以て藩形を改めて梅陸之鎮臺を設け、縦
 令は四國を以て論せん。藩鎮之兵力は土州を
 以て第一とす。然るに今外患防禦之地は土州
 にありおして其處に在りせば、土州之兵力
 を殺りて重鎮を其處に置くべし。護國の制は
 護藩之制と異なり全國の要所に梅陸之鎮臺を

十行二十字詰

✓

置く。如此にして護國の大本を心し。鑄
 朝廷今魯西亜の跋扈を憂ふ。北門の鎖鑰は蝦
 夷地を以て第一の要害とす。然るは更に一進
 を起して北疆道と改稱し大に開拓の業を振興
 すべし。算幣の制度、兵馬の制度學校の制度
 計、賦産を以て順序を逐て發論せしに板垣後藤古
 を卷て勲賞せり。後日板垣後藤兩氏甘粕を稱
 して不世出の人材に國家の寶なり云々
 酒を酌み二鼓二午後相別板垣は深川の別荘に歸
 り後藤は橋場也別荘に向ふ。予は甘粕齋藤を

利と同船敷寄屋に而下船

此夜米俵より足踏着十四日附已家書達す

二十三日 晴和雨

大久保差讓過日被懸深情蝦夷地願立候様迄

皆有土俵に付執筆起草米俵政府江左に

蝦夷開拓之儀被仰出、有志之藩に勝手次第

此地所願立候様今般御布告に相成り、仍而此

前諸藩迄之地所相探み、天朝に願出候に付、

其利害得失は素より難事候得共、奥羽は地

勢時侯似寄りと申加、鄂羅斯防禦に就而昔々

リ北門之鎖鑰、藩一鄂雅致危、鞍々平奮食内
 地は侵入候時、は、^{戰鬪}之覚悟可有之、仍而豫の
 油断無之、吃度御手配ハ肝要と存候に付、寒地
 之研究致置度迄、軍吏蝦夷、葛志、著名之松浦茂
 四郎江参り、彼ノ精軍ノ抱、^顯相尋候處、昨春箱
 館判官被仰付候以來、開拓之見込十分建言に
 及、い、已は情水右殿御出張之頃、^是箱館に金
 指、萬兩米四千俵有之、其他諸侯、^港同断金穀不少
 其機會に采、^夫此ノ一午配に及、俟得、^其實地
 の御運、^いにも可構、成處、同人建築も不^行行隊

✓

✓

に金穀は地を拂而散じ何苦歎息之外無他策
 候是れ今度當西臣人唐太島へ先づ奉動願了相
 御家作を取立根柢を構へ或は邦人と殺害致
 候様子有難辭議始而遠くは開拓之議論に相
 成候事に而目下之開拓論は一時之狼狽より
 出候事に而決而永世絶開之道にありず已に
 今般御経費百萬兩之御倉出しは百萬兩丈け
 の氣力に止り漸と追て開墾之儀は有之開敷
 唯諸港魚獵請真之森面は廢せられ候得共良
 民も移して住居開拓之辻論は依然とし而被

行候内は縦令十一ヶ團相立被施縣制候と尤
 右地所請候江分配之上村並に不被成候而は
 莫以而無益に属し尤も甚尚等勝手にも其勘江
 苞草と遣ひ移民と申立居候次第にて舊慣懸
 習と改め候儀は無量東次第よし申上真に
 彼蝦夷地と御開拓被成候時は曾西里之勤耕
 に不關涉其方針と一定し而氣長く御懐疑無
 之而所詮御實効有之間敷云々松浦氏之多年
 経験談に頗る受^益候但し庄内藩の松本十郎
 之判官と被命たり如く果切に蝦夷に志し候

毛 9 月 心 相談可致 日 松浦之持論に

有也 一刻も早急不快機曾蝦夷地御割渡被願

出百人なり五十人なり藩力相應之人夫も快

り開拓并澳被致候所は永年之内には不

方御利益に可相成候間不打算御評議可有也

此段申進候也

明治二年八月二十三日 宮島誠一郎

米澤藩廳執政御中

午十一時新橋松本より船を雇ひ大江に出る

海權に酌し。幽靜甚だ心は適す。醉中執筆前

文を起草致し、夜十二時松本へ歸舟夫より
興行麻布古本木郎に帰る。

甘粕卷謀國元より母大病之段申来る。十四日付
上書状なり。此ハ坪明ぬ模様ニ付趨裏之心得
ニ而帰省看護之御暇頂戴致度待詔院より昨日
御下問有之候得ハ昨夜ハ不眠徹宵意見一卷相
認め今日朝廷より三十日間之帰省御暇頂戴致
来候由中心不安と而氣之毒なり。

二十四日雨

早朝甘粕より参候様申來候に付参候處天

久保參議談話一條在由承度旨申聞に付委細相
話猶又機密也用談致度遊邸内度一回外出入若
以右し長坂更科に西人 一杯相酌外談話

一、國中方向と定むる事

一、國札と切り出す事

一、蝦夷地出願事

一、藩政改革事

一、人材登用事

甘粕此度温省に就而は右等之廉に評議是非米
澤一新之基と申度候に付於東京も機密に不

後盡力致候様互に約定午後早駕に而更拜より
出發表書一封と托す。是れ長訣別あり。

二十五日

終日風雨寒氣甚に強し着綿衣

軒翹軒三軒屋内藤四郎江書状と遣し櫻田舊上

杉邸一條大藏省官員一條為問命候處兩系共に

未石不極と段申來

勝芳州に甘粕滯省一條と報知候處昨日火久保

より承候云々書状來る

毛利恭助に書状を遣し甘粕滯省之事を後藤藤板

垣内氏に為知矣候様申盡す

午前木下杉山茶話 筆官林藤七郎出致集議院

より明後亦七日規則書相渡候旨申來

下長井止地御振替之手續書請書全體之苦心盡

力は甘粕参謀目擊致し其功勞は精細に記録致

可申に付唯日々奔走艱難之事情と實記可致旨

参謀別時之遺言なり。

膳房州書狀に

捧讀日之秋雨鬱々困却仕候扱甘粕君急御歸

途之趣御老母様御大病之旨昨久保殿より

承_レ申候深_ク御案申上_レ便被仰_付候旨承_レ唯今
來客中御請_迄 草々 以上

八月廿五日

安房

識一_郎様

甘粕毛一時之俊傑且時務に相曉也し人中へ廟
堂に乙毛已に性目也人あり。嗚呼可惜

